

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年5月8日（平成27年（行個）諮問第88号）

答申日：平成28年8月4日（平成28年度（行個）答申第82号）

事件名：本人に係る事故について特定労働基準監督署から提出された報告書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「本人が特定日の作業中に特定疾病を発症した事故の件について、特定労働基準監督署から宮崎労働局に提出された当該事故についての報告書」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、特定職員の職氏名を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、宮崎労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年1月15日付け宮崎労発総0115第1号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) A課長の報告書が、多数の点で、真実に合致しない可能性のある内容の文書（災害速報）となっており、これ以外に宮崎労働局に上げられた続報等のさらに詳細な報告書は存在せず、審査請求人から公務災害の申し立てがなかったならば、当該速報のみで全てが終わっていた可能性が高い。B職員の作成した報告書の内容を合わせて、「公文書」としての内容を確認する必要があるために本件審査請求を行った。

(2) 事実と異なる概要

審査請求人が心臓発作を起こした直後に横たわっていた労災認定室内には、審査請求人の他には、今回報告書を作成提出した（本人は自分は報告書を作成したと認めていた。）B職員とC職員の2名が居たのみであり、2人のうちC職員のみが、救急隊及びドクターカーの到着までの間、その場を離れず、常に傍らにて審査請求人に声掛けをしてくれたり、

身体の冷却等の救急措置や、A課長への緊急事態の報告（A課長に対して「審査請求人が、「心臓が苦しい」と、尋常じゃなく苦しんでいます。」旨）をしてくれたものであり、おかげで、審査請求人はかろうじて意識を保持することが可能であった。（審査請求人の状況のA課長への報告内容について、C職員は、「（A課長の報告書の内容は）事実と明らかに異なる。報告直後に私と一緒に認定室に来た事実や、私に対して、頭を冷やすように指示したことなどからして、当該課長の報告書にあるように、『職員名は記憶していないが、誰かが・・・。』とか、『具合が悪く、休んでいます。』などと、通報をしたのが私であったことを忘れるようなことは考えられず、また、審査請求人の病状についていかにも軽度であるかの如くに告げたことはない。また、当時、他の女性職員も複数名その場に居り、証言を得れば真実が明らかになる。」と証言している。）

ちなみにB職員は、C職員の背中越しにその様子を見ていただけであった。（審査請求人の「救急車を呼んでくれ」との要求に基づき、C職員が手詰まりだったため、代わりに通報してくれたことは事実であるが。）したがって、どの程度、『真実（事実）に合致する内容の文書（報告書）』となっているか、非常に疑問である。

文書公開後の1月21日に、審査請求人がA課長に対して、「なぜ、当時、C職員からの報告を求めなかったのか。」と直接尋ねたところ、A課長は「B職員は、相談員だから文書の作成が上手であり、C職員は、そうでないと判断したからである。」と見当違いも甚だしい理屈を述べた。

また、1月30日午後署長室において、審査請求人が、特定労働基準監督署のD職員に対して、「なぜ、あのような事実と異なる報告書を署長名で提出したのか。」と糾したところ、「私は、内容をよく知らなかった。ただ、あれは、あくまで、『速報』であって、後から、さらに詳しい事情を聴いて、報告するつもりだった。」と明言した。これに対し、審査請求人が「何をおっしゃいますか。それでは、速報以降何らかの続報（詳細報告）をされたんですか？また、当事者である審査請求人にも、何も聞かれていないじゃないですか。」と詰め寄ったところ、答えに窮していた。

実際の宮崎労働局への「災害発生速報」（添付の報告書を含む。）では、主に、以下のとおり、真実に合致しない内容等がある。

- ・「所属官署及び部署名」の項目の「特定労働基準監督署方面」との記載は、「宮崎労働局労働基準部監督課」が真実である。
- ・「災害発生の状況とその原因」の項目の「数分後から体調不良となり、救急車を要請した。」との記載は、「作業開始（14：00）から約20分後（14：20）胸が苦しくなり、その後審査請求人の依頼に基づき

14:39に救急車通報。(特定消防署の救急隊職員による。)報告書には、記載されていないが、審査請求人は発作から約40分間正規職員により放置されていた。」のが真実である。

・添付の報告書における作業内容と災害発生の様子に関する記載では、(報告書を作成したA課長は,)審査請求人が発作を起こしたことを知らせてくれた職員名を記憶していないとしていること、出入業者の「ここで停まりましたよ。」という声で誰かが救急車両を要請したことに気がついたこと、作業終了時に審査請求人が発作後相当の時間が経過していた中で作業を行った職員に冷蔵庫で冷やした栄養ドリンクを勧めており現場の責任者として危機感が欠如しているとしか言いようがないと思われること等が記載されている。

以上、審査請求人の被災当時、作業現場に居らず、事故の発生事実を全く知らずに、他の同じ作業に従事していた非常勤女性職員らとともに給湯室にいた(本人は栄養ドリンクを配っていたという)ところの当時の作業責任者であるA課長が、当時審査請求人の傍らに居て介抱をし、事故の第一報(緊急事態:「審査請求人が、尋常じゃなく苦しんでいます」)を告げてくれた、真実をよく知るC職員からの聴取を一切せず、しかも「職員名は記憶していないが、誰かが『審査請求人の具合が悪く、障害認定室のベッドで休んでいます。』と知らせてくれた。」など、A課長の不適切と思われる対応について真実を知るC職員に、ありのままの報告書を作成されると何か困ることでもあるのかと疑いたくなるほど、C職員を今回の事案の主人公から抹消しているようにさえ思える事実は甘受できない。

いかに「速報」とは言え、余りにも『真実に合致しない「内容」の可能性のある文書(災害速報)を作成』し、宮崎労働局総務部の職員による本災害の程度の軽重や対応の方法等に対して何らかの影響を及ぼし、認定請求に遅滞を生じせしめ、結果的には今後の公務上外認定についても、誤りを生じさせかねないと憂慮するものであり、事実がA課長がB職員によるものとする報告内容が正確に記載されているのかどうかの確認や今後の対応のため、是非とも、B職員が提出した報告書(全て黒塗り)の開示を求めるものである。

(3) 追記1 (労働基準監督署長の見解)

平成27年1月30日(審査請求人が特定労働基準監督署署長室内において、D署長同席のもと、労働局労働基準部のE課長より、雇止めを言い渡された日)、審査請求人が、災害発生速報及び報告書について、直接D署長に対して「なぜ、あのようによく加減でわずか2枚の、しかも、真実に合致しない内容の報告書に押印したんですか?」と糾したところ、同署長いわく「あれは、あくまでも『速報』であって、後で、詳

細な報告書を作成して提出するつもりだった。」とのたもうた。

これに対して、審査請求人が、「しかし署長、あの速報以降、続報や詳細情報等は一切提出されていないじゃないですか。しかも、今日までの間に、私に対する事情聴取等も行われていないじゃないですか。」(当日についての世間話すらまったくくない。)と切り返したところ、D署長は押し黙り、代わりに向かいに座っていたE課長が怒ったような語調で、「それは、総務課に言ってくれ！」とのたもうた。

ちなみに審査請求人に対する、具体的な聞き取りは、審査請求人が10月31日に、E課長に対して、公務上の災害の申請をする旨をなした後、11月12日に労働局総務部の補償事務主任者ら(F、G課長)により第1回目の聞き取りが数回行われ、その後、これまでに、延べ5、6回の聴取が行われたのみである。

(4) 追記2 (B職員の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に触れるのではないかと、疑問に思われる事実)

非常勤とはいえ、国家公務員であるB職員が、公文書として自らが提出した報告書について、平成26年11月1日(土)、特定市内のファミリーレストランに於いて、当時、B職員が報告書を提出したとは知らなかった、審査請求人からの「事故当日の様子を聞かせてほしい」との要請に対して、同職員から自発的に「実はですね、今回の事故の後、A課長から、『労働局への報告書を作成するので』ということで、その作成の協力及び自らも報告書を提出するよう依頼を受けた。」と、ほぼそのような内容の事実を審査請求人に暴露したこと自体、今回の情報開示請求に対して不開示とされた「災害発生速報」の4枚目の、報告者の氏名・捺印が黒塗りとされていることからして、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に抵触するということになるのではないかと。(当日の正確な会話内容の証拠がある。)

これは、是非真実を調査願う必要がある。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人が平成26年12月18日付け(同日受付)をもって行った本件対象保有個人情報の開示請求に対し、宮崎労働局長が行った原処分を不服として、平成27年2月10日付け(同日受付)をもって提起されたものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求は、原処分で不開示とした部分のうち、災害が発生した官署の庶務担当者以外の者が作成した報告書の全部開示を求めるものであるが、法14条2号及び7号柱書に該当するとして部分開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報のうち、審査請求人が、原処分を取り消して全部開示を求めるものは、審査請求人が特定日の作業中に特定疾病を発症した事故の件について、特定労働基準監督署の庶務担当者以外の者が作成した報告書（以下「本件文書」という。）に記録されたものである。

本件文書には、報告者の職氏名、印影及び請求人が特定疾病を発症した時の経過が記載されている。

(2) 不開示情報該当性について

ア 報告者の職氏名及び印影について

審査請求人以外の職氏名及び印影は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報である。印影については、その固有の形状が特定の個人を識別することができる情報として意味を有しているというべきであり、仮に当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても、これらの印影につき、開示する慣行があると認めることはできない。

したがって、これらの情報は、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 審査請求人が特定疾病を発症した時の経過について

本件文書は、事故当日、現場に居合わせた審査請求人以外の特定個人が、労働局人事担当者の依頼に応じて、作成・提出した災害発生当日の経過を記した文書である。これは、労働局人事担当者が、当該特定個人に対し、任意で報告を求めたものであるが、任意の協力の下に提出された報告書を報告先以外の者に開示すれば、報告者が、報告の内容を知った者からのいわれのない批判等を受ける等、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある。また、報告しようとする者が、報告先以外に開示されるかも知れないという懸念を抱くことにより、当該者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことを躊躇し、関係当事者のいずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避する等、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、公務災害認定のための調査等、労働局が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、当該情報は、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当せず、また、同条7号柱書の不開示情報に該当することから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、『真実に合致しない「内容」の可能性のある文書（災害速報）を作成』し、（中略）結果的には今後の公務上外認定についても、誤りを生じさせかねないと憂慮する”と主張しているが、審査請求人の主張する事実関係については、別途進められている公務災害の手続において確認されるものであり、審査請求人の主張は、本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年5月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月19日 審議
- ④ 平成28年7月21日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年8月2日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報のうち、特定職員が提出した報告書に記録された保有個人情報を全部開示するよう求めているところ、諮問庁は、原処分を維持すべきとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、当該不開示部分の不開示情報該当性について、検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 本件対象保有個人情報のうち特定職員が提出した報告書に記録された保有個人情報の不開示とした部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第3の3(2)のとおり説明する。
- (2) 審査請求書によると、審査請求人は、審査請求人の事故の後、B職員が特定労働基準監督署のA課長から、労働局への報告書を作成するのでその作成の協力及びB職員自らも報告書を提出するよう依頼を受けた旨を審査請求人に語った旨主張している。
- (3) 当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、審査請求人が開示すべきとしている特定職員が提出した報告書に記録された保有

個人情報の不開示部分は、報告者の職氏名及び印影並びに審査請求人が特定疾病を発症した時の経過から成っており、全体として、報告者に係る法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

ア 報告者の職氏名及び印影について

(ア) 職氏名について

職氏名について、法14条2号ただし書該当性について検討すると、上記(2)のとおり、審査請求人は、事故の後、B職員が特定労働基準監督署のA課長から、労働局への報告書を作成するのでその作成の協力及びB職員自らも報告書を提出するよう依頼を受けた旨を審査請求人に語った旨主張しており、これを否定すべき事情も存しないことから、当該部分は、法14条2号ただし書イの慣行として開示請求者が知ることができる情報に該当するものと認められる。

また、同様の理由により、これを開示しても、公務災害認定のための調査等、労働局が行う人事管理等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当し、同条7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

(イ) 印影について

印影について、法14条2号ただし書該当性について検討すると、印影は、その固有の形状が特定の個人を識別することができる情報として意味を有しているというべきであり、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても、印影についてまで開示する慣行があると認めることはできず、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 審査請求人が特定疾病を発症した時の経過

当該部分について、法14条2号ただし書該当性について検討すると、当該部分は、特定職員の職務遂行に係る情報とは認められないため、同号ただし書ハに該当するとは認められず、また、上記(2)では、審査請求人は、事故の後、B職員が特定労働基準監督署のA課長から、労働局への報告書を作成するのでその作成の協力及びB職員自らも報告書を提出するよう依頼を受けた旨を審査請求人に語った旨主

張しているが、具体的に語った内容までは示されていないことから、同号ただし書イの慣行として開示請求者が知ることができる情報に該当するものとは認められず、さらに、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

また、法15条2項による部分開示について検討すると、既に上記ア（ア）により特定職員の職氏名を開示すべきとしているので、部分開示することはできない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、特定職員の職氏名は同条2号及び7号柱書きのいずれにも該当しないと認められるので、開示すべきであるが、その余の部分は同条2号に該当すると認められるので、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第3部会）

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子